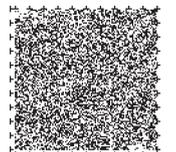
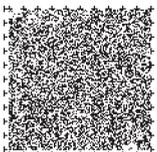
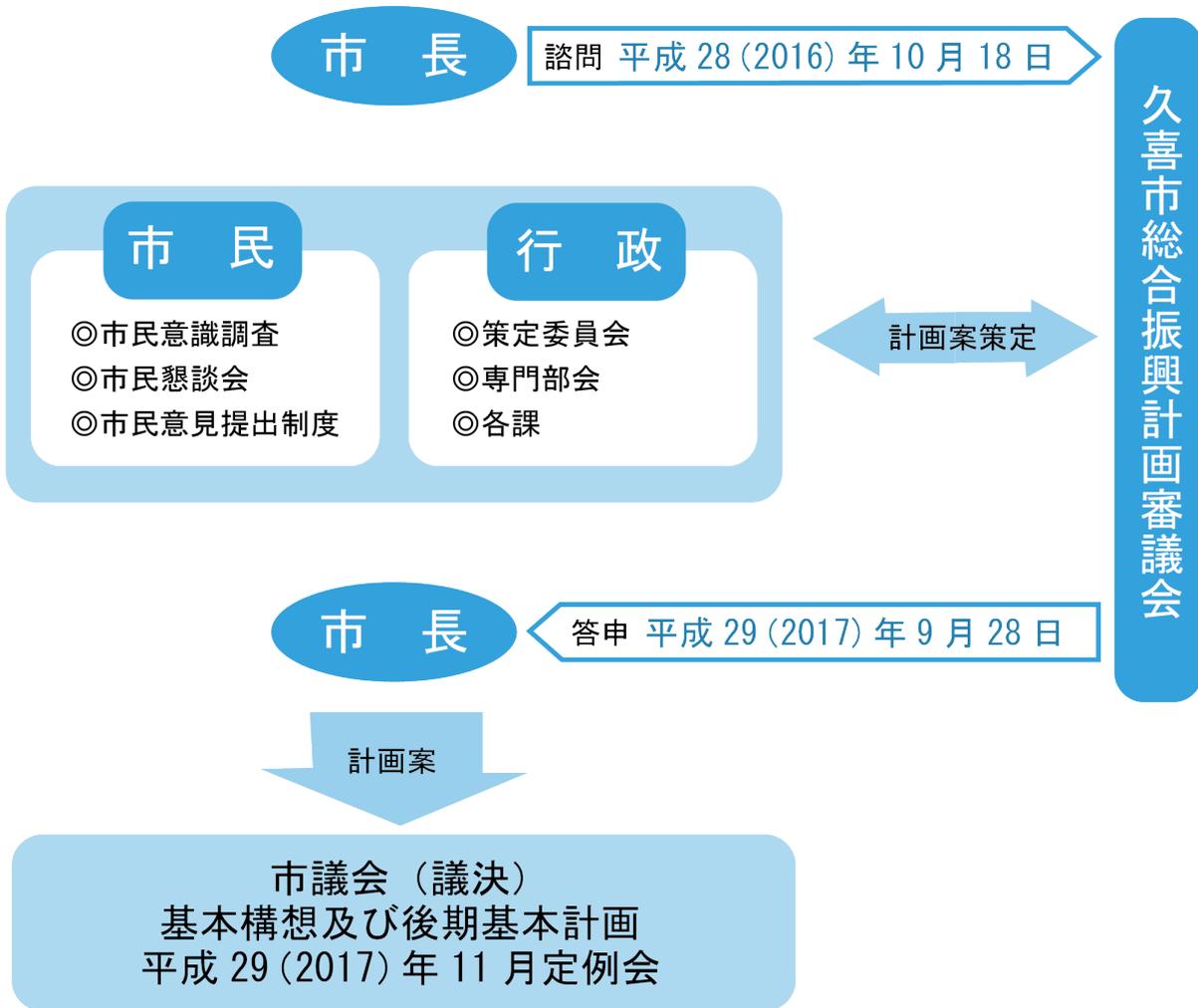


資料編



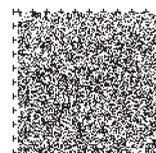
1 策定体制



2 久喜市総合振興計画審議会

(1) 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成28(2016)年 10月18日(火)	(1) 委嘱書の交付 (2) 会長、副会長の選出 (3) 諮問 (4) 総合振興計画審議会について (5) 総合振興計画について (6) 市民意識調査について
第2回	平成29(2017)年 1月23日(月)	(1) 市民意識調査の結果について (2) 前期基本計画に基づく施策の進捗状況等について
第3回	平成29(2017)年 3月28日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について (2) 市民意識調査結果について
第4回	平成29(2017)年 4月28日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第5回	平成29(2017)年 5月30日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第6回	平成29(2017)年 6月30日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第7回	平成29(2017)年 8月28日(月)	(1) 総合振興計画(案)への市民意見提出制度に提出された意見及び意見に対する市の考え方について (2) 総合振興計画後期基本計画用語解説集(案)について (3) 和暦・西暦の併記について (4) 答申(案)について
第8回	平成29(2017)年 9月28日(木)	(1) 総合振興計画後期基本計画(案)について (2) 答申



(2) 審議会条例

久喜市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日
条例第 237 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、久喜市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、久喜市総合振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、部会を置くことができる。

(庶務)

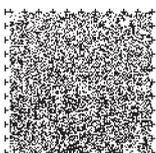
第 9 条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

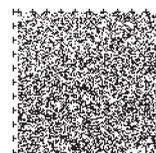
この条例は、公布の日から施行する。



(3) 委員名簿

	氏名	選出区分	備考
1	青木 浩美	第1号委員 公募による市民	
2	枝 重雄		
3	折原 貞夫		
4	進藤 律子		
5	鈴木 美栄子		
6	和田 一也		平成29(2017)年8月26日まで
7	岩崎 長一	第2号委員 執行機関の委員	
8	坪井 喜代子		
9	内田 正枝	第3号委員 市内の公共的団体の役職員	
10	柏浦 茂		
11	後藤 悦子		
12	鈴木 正雄		
13	平 忠昭		
14	武井 南海子		
15	竹下 学		
16	富田 英則		副会長
17	中村 美恵子		
18	峯 義夫		
19	渡邊 邦夫		
20	浅野 和生	第4号委員 学識経験を有する者	会長

任期：平成28(2016)年10月18日～平成30(2018)年10月17日



(4) 諮問書

久 企 第 8 1 7 号

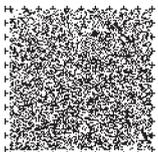
平成28年10月18日

久喜市総合振興計画審議会会長 様

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市総合振興計画について（諮問）

久喜市総合振興計画審議会条例（平成22年条例第237号）第2条の規定に基づき、久喜市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



(5) 答申書

平成29年9月28日

久喜市長 田中暄二様

久喜市総合振興計画審議会
会長 浅野和生

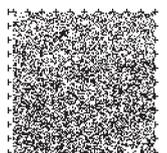
久喜市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成28年10月18日付け久企第817号で諮問のあった久喜市総合振興計画後期基本計画（案）につきまして、8回にわたり慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見について十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 当審議会の審議過程や、市民意識調査等で寄せられた意見を尊重し、市民参加と協働によるまちづくりに努められたい。
- 2 リーディングプロジェクトを推進し、基本構想に掲げた市の将来像「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～」の実現に努められたい。
- 3 引き続き最大限の努力と情熱をもって、後期基本計画の施策の推進に努められたい。



3 市民参加

(1) 市民意識調査

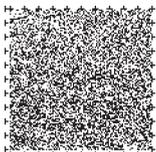
目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に反映させるための基礎資料を得ることを目的として実施した。
調査対象	平成28（2016）年10月1日時点において、久喜市の住民基本台帳に記録された18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
対象者数	5,000人（男女各2,500人）
有効回収数	2,545人
有効回収率	50.9%
実施期間	平成28（2016）年11月11日（金）～11月25日（金）

(2) 市民懇談会

目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市長と市民との懇談を通じて、意見聴取を行うことを目的として実施した。	
実施概要	平成29（2017）年 7月1日（土）	菖蒲コミュニティセンター 70人
		栗橋文化会館（イリス） 82人
	平成29（2017）年 7月2日（日）	毎日興業アリーナ久喜メインアリーナ（第1体育館） 85人
		ふれあいセンター久喜 85人
平成29（2017）年 7月8日（土）	鷲宮総合支所 72人	

(3) 市民意見提出制度（パブリック・コメント）

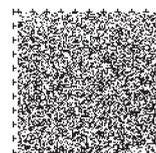
目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市民から幅広く意見を求めることを目的として実施した。
意見提出期間	平成29（2017）年7月8日（土）～8月6日（日）
意見件数	3人 10件



4 庁内策定体制

(1) 策定委員会会議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成29(2017)年 1月13日(金)	(1) 策定委員会について (2) 策定基本方針について (3) 策定スケジュールについて (4) 市民意識調査の結果について (5) 前期基本計画に基づく施策の進捗状況等について
第2回	平成29(2017)年 3月14日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第3回	平成29(2017)年 3月21日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について (2) 市民意識調査結果について
第4回	平成29(2017)年 4月20日(木)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第5回	平成29(2017)年 5月22日(月)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第6回	平成29(2017)年 6月23日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第7回	平成29(2017)年 8月22日(火)	(1) 総合振興計画(案)への市民意見提出制度に提出された意見及び意見に対する市の考え方について (2) 総合振興計画後期基本計画用語解説集(案)について (3) 和暦・西暦の併記について
第8回	平成29(2017)年 10月4日(水)	(1) 総合振興計画後期基本計画(案)について



(2) 策定委員会設置規程

久喜市総合振興計画（後期基本計画）策定委員会設置規程

平成 28 年 7 月 6 日

訓令第 12 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日

訓令第 7 号

（設置）

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画（後期基本計画）の策定に当たり、市内における総合振興計画（後期基本計画）案（以下「計画案」という。）を作成するため、久喜市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 計画案を作成すること。
- （2） 計画案の作成に係る事項について、市長に報告すること。
- （3） その他計画案を作成するに当たり必要と認められること。

（組織）

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、総合調整幹、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第 4 条 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

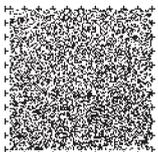
（会議）

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

（専門部会）

第 6 条 計画案の素案の作成について、必要な調査、検討及び関係課との調整を行うため、策定委



員会に次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 地域コミュニティ専門部会
- (2) 自然・環境専門部会
- (3) 保健・医療専門部会
- (4) 福祉専門部会
- (5) 教育・文化専門部会
- (6) 建設専門部会
- (7) 産業・経済専門部会
- (8) 総務専門部会
- (9) 財政専門部会

2 前項各号に掲げるそれぞれの専門部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

3 専門部会の部会長及び副部会長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に構成員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第7条 専門部会の部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

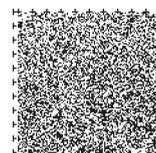
1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

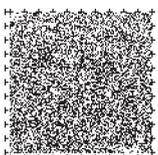
附 則 (平成29年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。



別表第1（第6条関係）

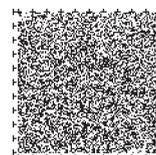
専門部会	所属	職名
地域コミュニティ専門部会	総務部	副部長 シティプロモーション課長 企画政策課長 人権推進課長 公文書館長
	市民部	副部長 自治振興課長
	環境経済部	商工観光課長
	菖蒲総合支所	総務管理課長 市民課長 しょうぶ会館長
	栗橋総合支所	総務管理課長 市民課長
	鷺宮総合支所	総務管理課長 市民課長
自然・環境専門部会	環境経済部	副部長 環境課長 ごみ処理施設建設推進課長
	建設部	都市計画課長 道路河川課長
	菖蒲総合支所	環境経済課長
	栗橋総合支所	環境経済課長
	鷺宮総合支所	環境経済課長
	上下水道部	下水道業務課長
保健・医療専門部会	健康増進部	副部長 健康医療課長 中央保健センター所長 国民健康保険課長
福祉専門部会	福祉部	副部長 社会福祉課長 障がい者福祉課長 介護福祉課長 子育て支援課長 保育課長
	菖蒲総合支所	福祉課長 しょうぶ会館長
	栗橋総合支所	福祉課長
	鷺宮総合支所	福祉課長
教育・文化専門部会	総務部	企画政策課長
	市民部	生活安全課長
	菖蒲総合支所	市民課長
	栗橋総合支所	市民課長
	鷺宮総合支所	市民課長
	教育部	副部長 教育総務課長 学務課長 指導課長 生涯学習課長 文化財保護課長 中央公民館長 中央図書館長
建設専門部会	市民部	生活安全課長 消防防災課長
	福祉部	社会福祉課長
	健康増進部	健康医療課長
	建設部	副部長 建設管理課長 道路河川課長 営繕課長 都市計画課長 都市整備課長 栗橋駅西土地区画整理事務所長 公園緑地課長 建築審査課長
	菖蒲総合支所	市民課長
	栗橋総合支所	市民課長
	鷺宮総合支所	市民課長
	上下水道部	副部長 水道業務課長 水道施設課長 下水道業務課長 下水道施設課長



専門部会	所属	職名
産業・経済専門部会	市民部	生活安全課長
	環境経済部	副部長 農業振興課長 商工観光課長
	菖蒲総合支所	環境経済課長
	栗橋総合支所	環境経済課長
	鷺宮総合支所	環境経済課長
	農業委員会事務局	事務局長
総務専門部会	総務部	副部長 秘書課長 シティプロモーション課長 庶務課長 人事課長 企画政策課長
	財政部	管財課長 市民税課長
	市民部	副部長 市民課長
	菖蒲総合支所	副支所長 総務管理課長
	栗橋総合支所	副支所長 総務管理課長
	鷺宮総合支所	副支所長 総務管理課長
	議会事務局	議会総務課長
財政専門部会	総務部	企画政策課長
	財政部	副部長 財政課長 管財課長 契約検査課長 市民税課長 資産税課長 収納課長
	菖蒲総合支所	税務課長
	栗橋総合支所	税務課長
	鷺宮総合支所	税務課長
	出納室	出納室長
	監査委員事務局	事務局長

別表第2（第6条関係）

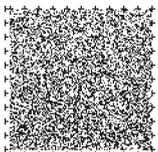
専門部会	部会長	副部会長
地域コミュニティ専門部会	市民部副部長	自治振興課長
自然・環境専門部会	環境経済部副部長	環境課長
保健・医療専門部会	健康増進部副部長	健康医療課長
福祉専門部会	福祉部副部長	社会福祉課長
教育・文化専門部会	教育部副部長	指導課長
建設専門部会	建設部副部長	建設管理課長
産業・経済専門部会	環境経済部副部長	商工観光課長
総務専門部会	総務部副部長	秘書課長
財政専門部会	財政部副部長	財政課長



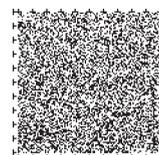
5 成果指標（みんなで目指す目標値）一覧

成果指標 126 指標

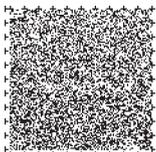
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 1 市民が参加し、 地域コミュニティ豊かなまち	1 コミュニティ活動の推進	51	コミュニティ施設の利用者数	人	166,070	167,000	
			地区コミュニティ協議会の組織数	団体	12	21	
	2 協働のまちづくりの推進	53	附属機関公募委員の応募率	%	141.0	150.0	
			市民参加推進員登録者数	人	23	55	
	3 人権の尊重	56	人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51	
	4 男女共同参画社会の実現	58	男女共同参画の周知度	%	53.1	80.0	
			市の審議会等における女性委員の登用率	%	33.7	40.0	
	5 交流活動の推進	60	日本語教室参加者数	人	102	120	
			外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	0	1	
	6 情報公開の推進	62	歴史公文書の所蔵件数	件	17,682	24,000	
	7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進	64	ホームページアクセス件数	件	5,500,768	5,550,000	
			メール配信による情報提供数	件	537	550	
	1 自然環境の保全・創造	67	環境関係住民団体数	団体	5	8	
環境学習会開催数			回	6	8		
河川の水質基準達成率			%	84.4	78.0		



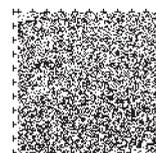
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 2 自然とふれあえる、 環境に優しいまち	2 快適な生活環境の創造	70	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	人	24,582	24,000	
			公害に関する苦情件数	件	168	140 以下	
	3 美しい景観の形成	72	地区計画を定めている地区数	地区	15	15	
	4 廃棄物処理の充実	74	市民一人 1 日当たりごみ排出量（資源物を除く）	g	468	415 以下	
			再生利用率（リサイクル率）	%	31.5	34.6	
5 地球環境問題への対応	78	市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t	11,012	11,746 以下	平成 34(2022)年度目標値を平成 28(2016)年度現状値と同じ係数で換算すると 9,466	
		設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kW	3,799	5,950		
大綱 3 子どもから高齢者まで、 誰もが健康で安心して暮らせるまち	1 健康づくり・食育の推進	82	健康づくりに関する事業への参加者数	人	78,399	85,000	
			65 歳健康寿命	年	男性 17.55 女性 20.21	男性 17.50 女性 20.25	平成 28(2016)年度現状値は、平成 27(2015)年埼玉県衛生研究所より算出したもの
			がん検診受診者数	人	41,981	49,300	
			がん検診精密検査受診率	%	67.2	70.0	
			乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	97.2	100	
	2 地域医療の充実	86	「とねっと」参加申込者数	人	4,945	12,000	
			市内医療機関の「とねっと」参加率	%	28.0	35.0	
	3 子育て支援の充実	89	特別保育実施保育所等数	箇所	26	30	
			保育所等待機児童数	人	13	0	
			子育て支援センター利用者数	人	33,995	40,000	



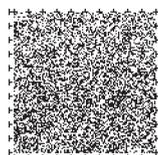
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 3 子どもから高齢者まで、 誰もが健康で安心して暮らせるまち	4 高齢者福祉の充実	92	介護予防教室等の参加者数	人	24,237	33,500	
			地域包括支援センター相談者数	人	23,499	30,000	
			いきいきデイサービスの参加者数	人	347	400	
			老人クラブ会員数	人	2,945	3,200	
			認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1,682	1,650	
			介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	91	145	
	5 障がい者（児）福祉の充実	96	障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	29	30	
			福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	78.7	80.0	
			居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	293	320	
			日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	957	1,120	
			要介護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	610	640	
	6 地域福祉・地域ボランティアの充実	99	個人ボランティア登録者数	人	352	380	
			ボランティア登録団体数	団体	87	88	
			要介護者見守り支援台帳登録者数	人	3,859	5,200	
			社会福祉協議会会員数	世帯	31,397	32,000	
			ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	53	60	
	7 社会保障制度の充実	102	国民健康保険税の滞納額	億円	11.15	10.41 以下	
			生活保護から自立した世帯数	世帯	40	37	



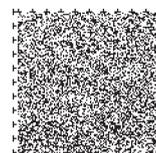
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 4 心豊かな人材を育み、 郷土の歴史文化を大切に するまち	1 幼児教育の充実	106	幼稚園と小学校の交流活動	回	22	28	
	2 学校教育の充実	112	校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	施設	3	37	
			地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.2	17.0	
			1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 83.1 中学校 71.7	小学校 95.0 中学校 90.0	
			「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 91.2 中学校 92.0	小学校 92.0 中学校 92.0	
			新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(ABC)の児童生徒の割合	%	小学校 85.6 中学校 86.2	小学校 90.0 中学校 90.0	
			毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 96.5 中学校 95.4	小学校 100 中学校 100	
	3 高等教育機関との連携	114	高等教育機関と民間事業所の連携事業数	事業	0	1	
			市と高等教育機関の連携事業数	事業	15	20	
	4 青少年の健全育成	116	青少年相談員の人数	人	8	12	
			青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	人	774	800	
	5 人権教育の推進	118	PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4	
			野久喜集会所事業参加者数	人	1,284	1,580	
			内下集会所事業参加者数	人	382	490	
			社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	312	325	



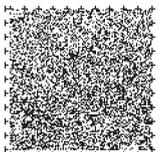
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 4 心豊かな人材を育み、 郷土の歴史文化を大切に するまち	6 生涯学習の推進	122	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	14,452	14,600	
			生涯学習人材バンク登録者数	人	221	225	
			家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	学級	30	40	
			生涯学習センター利用者数	人	-	102,000	
			公民館利用者数	人	387,090	381,000	
			人口一人当たりの図書の出冊数	冊	4.94	5.43	
	7 歴史・文化の継承と活用	125	久喜市美術展出品者数	人	379	450	
			久喜市美術展入場者数	人	2,135	2,800	
			市民芸術祭入場者数	人	911	800	
			吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,968	2,100	
			街かどコンサートの実施回数	回	7	8	
			郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	377	380	
			郷土資料館の入館者数	人	7,766	7,900	
	8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	127	社会体育施設利用者数	人	277,422	281,000	
			学校体育施設利用者数	人	215,514	216,000	
			スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	19,712	19,800	



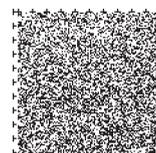
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち	1 都市機能の整備	132	市街化区域の面整備率	%	61.2	61.5	
	2 道路・公共交通の整備・充実	135	舗装整備率	%	72.9	75.0	
			歩道整備延長	m	155,745	158,000	
			市内循環バス乗車人数	人	157,992	169,000	
			デマンド交通乗車人数	人	20,338	21,500	
	3 公園の緑化と水辺環境の保全	139	都市公園の整備（供用）面積	m ²	637,755	686,000	
			総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	人	646,373	647,000	
			公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	団体	145	145	
	4 上下水道の整備	142	有収率	%	92.0	93.6	
			配水管における石綿管の残存距離	km	1.1	0	
			下水道普及率	%	69.0	70.7	
			水洗化率	%	94.5	94.9	
			浄化槽法定検査の実施率	%	9.7	15.6	
	5 治水対策の充実	144	浸水による通行止箇所 の減少	箇所	25	24 以下	
	6 防災・消防体制の充実	147	自主防災組織の組織率	%	73.9	80.0	
			災害時応援協定締結数	件	37	50	
	7 防犯体制の強化	149	防犯灯の設置基数	基	9,846	10,300	
刑法犯認知件数			件	1,486	1,486 以下		
こどもレディース 110 番の家相談員数 (1 戸あたり 1 人)			人	1,035	1,035		



大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
	8 交通安全対策の充実	151	交通事故発生件数	件	676	656 以下	
			道路照明灯の設置基数	基	2,539	2,560	
			道路反射鏡設置基数	基	4,086	4,280	
			交通災害共済加入件数	件	15,089	11,090	
大綱 6 地域の産業が元気で、 多彩な企業が集積する豊かなまち	1 農業の振興	156	農業生産法人数	法人	5	9	
			認定農業者数	人	172	176	
	2 工業の振興	158	製造品出荷額等	億円	3,991	4,443	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査
			市内事業所の数(製造業)	社	247	250	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査
	3 商業の振興	160	商工会加盟会員数	数	2,624	2,670	
			空き店舗を活用した創業補助件数	件	5	5	
			小売商業の商品販売額	億円	1,548	1,572	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年商業統計調査
	4 観光の振興	162	観光イベント来場者数	人	926,000	1,000,000	
			観光ホームページアクセス件数	件	41,025	55,000	
	5 勤労者福祉と就業支援の充実	165	就業者数	人	74,872	71,280	平成 28(2016)年度現状値は、平成 27(2015)年国勢調査
			久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	%	70.4	68.0	
			久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	人	8,274	9,500	
	6 消費生活の充実	167	消費者相談件数	件	428	470 以下	
			消費生活講座受講者数	人	59	60	



大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 7 行財政を見直し、 改革を進めるまち	1 行政改革の推進	172	市職員数	人	920	908 以下	
			行政改革実施計画の達成率	%	90.5	100	
			施策評価の成果指標の達成率	%	64.5	100	
	2 健全な財政運営の確立	174	経常収支比率	%	92.6	前年度県内市平均値と 90.2% を比較し、低い方の比率	
			実質公債費比率	%	7.8	前年度数値と 4.7% を比較して低い方の比率	
			市税の滞納額	億円	7.22	6.3 以下	
			年度末財政調整基金残高	億円 (%)	58 (19.1)	標準財政規模の 10% 以上	
3 地方分権・広域行政の推進	176	県からの権限移譲事務数	事務	92	101		

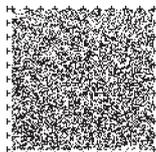


6 市の各種計画一覧

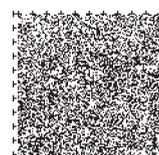
平成 30 年 3 月現在の久喜市の各種計画一覧です。

なお、計画の初年度が平成 30 年度のもの、策定が予定されている計画です。

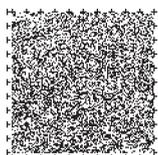
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
1	久喜市定員適正化計画	平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度（5 年）	効率的な行政運営を推進するため、年度別の目標職員数等を定め、適正な定員管理を推進するための計画	久喜市行政改革大綱	人事課
2	新市基本計画	平成 21（2009）年度～平成 31（2019）年度（11 年）	1 市 3 町合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランであり、本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図るための計画	市町村の合併の特例等に関する法律第 6 条	企画政策課
3	久喜市総合戦略	平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度（5 年）	「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごと創生と好循環の確立」を目指すため、施策の基本的方向等についてまとめた計画	まち・ひと・しごと創生法第 10 条	企画政策課
4	久喜市公共施設等総合管理計画	平成 28（2016）年度～平成 67（2055）年度（40 年）	管理する公共建築物やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26（2014）年 4 月 22 日総財務第 74 号）	企画政策課
5	第 2 次久喜市行政改革大綱	平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度（5 年）	厳しい財政状況の中で、多様化する行政課題に的確に対応していくための行政改革に積極的に取り組むための計画	地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成 27（2015）年 8 月 28 日総行経第 29 号）	企画政策課
6	第 2 次久喜市男女共同参画行動計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5 年）	久喜市男女共同参画を推進する条例に即した内容で、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための計画	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法第 14 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 久喜市男女共同参画を推進する条例第 9 条 	人権推進課
7	第 2 次久喜市情報化推進計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5 年）	行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、市民ニーズの動向、国・県の動向、社会情勢の変化、技術革新等を踏まえ、電子市役所を推進するための計画	<ul style="list-style-type: none"> 新電子自治体推進指針 電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針 	管財課
8	第 10 次久喜市交通安全計画	平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度（5 年）	交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	交通安全対策基本法第 26 条	生活安全課
9	国民保護に関する久喜市計画	平成 23（2011）年度～ ※必要に応じて見直し	我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 35 条	消防防災課



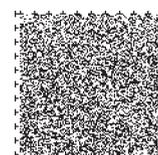
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
10	地域防災計画	平成 26（2014）年度～ ※各年検討を加え、必要に応じて見直し	市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し「災害に強いまちづくり」の推進に資するための計画	災害対策基本法第 42 条	消防防災課
11	久喜市環境基本計画	平成 25（2013）年度～ 平成 34（2022）年度（10 年） ※ 5 年見直し	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	環境基本法第 7 条	環境課
12	久喜市緑の基本計画	平成 27（2015）年度～ 平成 36（2024）年度（10 年） ※ 5 年見直し	緑の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	都市緑地法第 4 条	環境課
13	第 2 次久喜市環境保全率先実行計画	平成 29（2017）年度～ 平成 34（2022）年度（6 年）	市の事業者・消費者としての活動から生じる環境負荷を低減するための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3	環境課
14	久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成 29（2017）年度～ 平成 43（2031）年度（15 年） ※ 5 年毎又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直し	本市における、ごみ処理の方法やごみの減量・リサイクルの取組みを推進するための計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	ごみ処理施設建設推進課
15	久喜市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	平成 29（2017）年度～ 平成 37（2025）年度（9 年） ※必要に応じて見直し	生活排水及び汚泥の処理方法等に係る基本方針を定める計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	ごみ処理施設建設推進課
16	久喜市農業振興地域整備計画	平成 26（2014）年度～ 平成 35（2023）年度（10 年） ※ 5 年見直し	農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を定める計画	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項	農業振興課
17	久喜市農業農村基本計画	平成 27（2015）年度～ 平成 34（2022）年度（8 年）	農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	久喜市農業基本条例第 10 条	農業振興課
18	久喜市森林整備計画	平成 30（2018）年度～ 平成 39（2027）年度（10 年） ※ 5 年見直し	本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定め、適切な森林整備を推進することを目的とする計画	森林法第 10 条の 5	農業振興課
19	第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 29（2017）年度～ 平成 34（2022）年度（6 年）	地域福祉行政の運営や地域住民、各種団体、ボランティアなど民間の活動、行動の総合的な指針の役割を担う公私協働計画	・社会福祉法第 107 条 ・久喜市総合福祉条例第 9 条	社会福祉課
20	第 5 期久喜市障がい福祉計画	平成 30（2018）年度～ 平成 32（2020）年度（3 年）	各年度における障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	障がい者福祉課
21	第 2 次久喜市障がい者計画	平成 30（2018）年度～ 平成 35（2023）年度（6 年）	市の障がい者・児施策全般に関する基本的な方向性や目標等を定めた計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者福祉課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
22	第1次久喜市障がい児福祉計画	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度（3年）	各年度における障がい児への福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた計画	児童福祉法第33条の2	障がい者福祉課
23	久喜市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度（3年）	高齢者に関する各種の福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めた計画	・老人福祉法第20条の8第1項 ・介護保険法第117条	介護福祉課
24	久喜市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）	平成27（2015）年度～平成31（2019）年度（5年）	地域全体で子育て支援に取り組むための計画	・子ども・子育て支援法第61条 ・次世代育成支援対策推進法第8条	子育て支援課
25	新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26（2014）年度～ ※国や県の行動計画と整合をはかり、適宜見直し	新型インフルエンザの発生やまん延に備え、新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活を確保するための計画	国の新型インフルエンザ対策行動計画における対策推進のための役割分担	健康医療課
26	第2次久喜市健康増進・食育推進計画	平成29（2017）年度～平成34（2022）年度（6年） ※5年見直し	市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進していくための計画 食育を総合的かつ計画的に推進していくための計画	・健康増進法第8条第2項 ・食育基本法第18条第1項	健康医療課
27	久喜市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）	平成29（2017）年度～平成35（2023）年度（7年）	国民健康保険被保険者の健康増進、健康格差の縮小、医療費の適正化につなげることを目的とした保健事業の実施及び評価を行うための計画	国民健康保険法第82条第5項の規定に基き厚生労働大臣が定める、国民健康保険法に基く保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働大臣告示第307号）	国民健康保険課
28	第3期久喜市特定健康診査等実施計画	平成30（2018）年度～平成35（2023）年度（6年）	国民健康保険被保険者の健康を確保しつつ医療費の抑制を図るために、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視して実施するための計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険課
29	久喜市都市計画マスタープラン	平成25（2013）年度～平成44（2032）年度（20年）	市の都市計画に関する基本的な方針を定める計画	都市計画法第18条の2	都市計画課
30	久喜市建築物耐震改修促進計画	平成28（2016）年度～平成32（2020）年度（5年）	旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を最小限に留めるための計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	建築審査課
31	久喜市水道ビジョン～久喜市水道事業基本計画～	平成24（2012）年度～平成33（2021）年度（10年）	水道に関する主要な施策を着実に実施していくため、水道事業としての将来像を示し、取り組みを示す計画	厚生労働省水道ビジョン	水道業務課・水道施設課
32	久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）	平成30（2018）年度～平成39（2027）年度（10年）	下水道事業の現状と課題を整理し、中期的に取り組むべき内容を示す計画	公営企業の経営に当たっての留意事項	下水道業務課

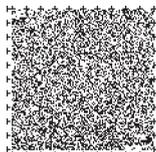


	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
33	中川流域別下水道整備総合計画	平成 20（2008）年度～平成 36（2024）年度（17 年）	公共下水道の整備に関する総合的な計画であり、下水道法に基づく下水道の事業認可を取得するための基本的な計画	下水道法第 2 条の 2	下水道施設課
34	第 2 期久喜市教育振興基本計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5 年）	幼児教育や学校教育、人権教育、生涯学習等の教育行政を総合的に推進するための基本となる計画	教育基本法第 17 条第 2 項	教育総務課
35	久喜市生涯学習推進計画	平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度（10 年）	市の生涯学習に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会答申 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 2 条 	生涯学習課
36	久喜市スポーツ推進計画	平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度（5 年）	市のスポーツを推進するための基本的な方向性を定めた計画	スポーツ基本法第 10 条第 1 項	生涯学習課
37	久喜市図書館サービス基本計画	平成 24（2012）年度～平成 30（2018）年度（7 年）	将来の図書館のあり方・方向性を整理し、市民にとって、より魅力的で利用しやすい図書館を運営していくために今後の図書館サービスの充実を計画的に図ることを目的とした計画	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	中央図書館
38	久喜市子ども読書活動推進計画	平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度（5 年）	子どもの読書活動の重要性を鑑み、子どもの自主的な読書活動を支援し、その環境の整備を図ることを目的とした、久喜市における子どもの読書活動の指針となる計画	子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条	中央図書館

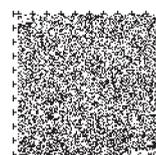


7 用語の解説

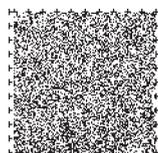
行	用語	解説	掲載ページ
あ	アイドリング・ストップ	自動車が走行していない時にアイドリング（エンジンを低速で空転する状態、または暖機運転すること）をやめること。不必要なアイドリングをやめることで燃料が節約でき、排気ガスを減らすことができる。	77
	いきいきデイサービス事業	市内に居住するおおむね 65 歳以上の方を対象とし、会場に通いながら健康体操や趣味活動を行うことで、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業。	90、92
	インクルーシブ教育体制	障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。	109
	インセンティブ	意欲をかき立て、行動を促す動機付けのこと。	81
	オープンデータ	国や行政などが保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されたデータのこと。	171
	温室効果ガス	地球から宇宙へ熱を放射する赤外線を吸収して、地球の温度を高く保つ効果を有する気体のこと。二酸化炭素やフロンガスなどが該当する。	5、15、34、76、77
か	学習指導要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準のこと。	108
	学校運営協議会	保護者や地域住民等から構成され、学校の運営基本方針を承認し、教育活動等について意見を述べ、地域とともにある学校づくりを推進する機関のこと。本市では、平成 29（2017）年 4 月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	110
	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。	110
	学校ファーム	児童生徒が農業体験活動を通して、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけるため、学校単位に設置する農園のこと。	109



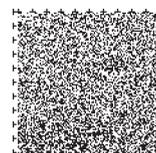
行	用語	解説	掲載ページ
か	合併処理浄化槽	家庭から出るすべての汚水（トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等）を合わせて処理する浄化槽のこと。	34、39、69、140、142
	家庭教育学級	保護者が子育てについて学んだり、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と話し合いながら、家庭教育のあり方について学ぶ場のこと。	120、122
	環境マネジメントシステム	環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立てて、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」をする仕組みのこと。	76、77
	機関委任事務制度	国等から法律や政令により委任され、地方公共団体が国等の事務として処理する事務のこと。「第1次地方分権改革」で制度自体が廃止された。	6
	義務的経費	一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている、人件費、扶助費、公債費のこと。	7、173
	救急医療	突然の病気やけがなど、急を要する患者に対する医療のこと。症状の度合いに応じた、①外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療、②入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第2次救急医療、③重篤な救急患者に対応する第3次救急医療の体制を整備している。	13、16、35、84、85
	教職員評価システム	教職員が設定した目標の達成状況（実績）や職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（行動プロセス）を総合的に評価する人事評価制度とその評価結果の活用までを含めた教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の健やかな成長を目指す総合的なシステムのこと。	110
	緊急時通報システム	65歳以上の単身高齢者等を対象に、自宅において急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置により埼玉東部消防組合に通報し救急車を手配するほか、利用者の希望により民間受信センターの看護師等による安否確認を行うシステムのこと。	91
久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通して総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定した教育目標のこと。	108	



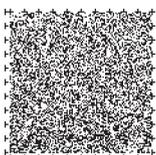
行	用語	解説	掲載ページ
か	グローバル化	これまで存在した国家、地域など縦割りの境界を超え、地球が1つの単位になっていく流れやその過程のこと。	107、159
	経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているのかを表す比率のこと。率が低いほど、財政構造に弾力性がある。	173、174
	刑法犯認知件数	警察において認知した刑法犯発生件数のこと。	148、149
	健康寿命（65歳健康寿命）	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。埼玉県では、65歳から要介護2以上になるまでの平均的な年数を「65歳健康寿命」とし、独自に算出している。	16、80、81、82
	健康マイレージ	健康づくりを促進する新しい仕組みであり、健康づくりに関するメニューに参加し、ポイントを集めることで特典を受けられる制度のこと。平成29（2017）年4月に開始した埼玉県コバトン健康マイレージは、専用の歩数計またはスマートフォンアプリで歩数を計測し、歩数に応じて貯まったポイントで抽選に参加でき、景品が当たる。	81
	公共施設アセットマネジメント	縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みのこと。	172
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯で産む子どもの人数を示す指標のこと。	5、11、87
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点のこと。保健師等の母子保健に関する専門職員が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じたり、地域の保健医療・福祉関係機関と連絡調整などを行う。	81	



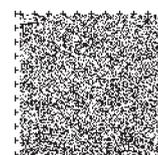
行	用語	解説	掲載ページ
か	こどもレディース 110番の家	子どもや女性の安全確保のため、一時避難場所となる家などのこと。通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求め避難してきた人を保護し、必要に応じて学校や避難者の家族への連絡や、警察署への通報をする。	148、149
	コミュニティ	今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団のこと。	15、28、32、35、41、50、51、52、92、99、119、121、138、148、162
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置された学校のこと。本市では、平成29（2017）年4月に市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	17、107、110
さ	再生可能エネルギー	有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）、地熱、温度差熱などを利用した自然エネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。	34、76、77
	財政調整基金	市の貯金のようなもので、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のこと。	173、174
	サブカルチャー	正統的・支配的な文化ではなく、その社会内で価値基準を異にする一部の集団を担い手とする文化のこと。	161
	三位一体の改革	平成16（2004）年度から平成18（2006）年度にかけて、国庫補助負担金の改革、所得税から住民税への税源移譲、地方交付税の見直しの3つが一体として行われた改革のこと。	6
	自主防災組織	自治会などの地域住民によって構成される地域住民組織のこと。災害が発生した時には、初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行うとともに、避難所運営の主体となる。	6、18、40、98、145、146、147



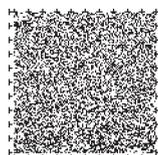
行	用語	解説	掲載ページ
さ	実質公債費比率	平成 18（2006）年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された公債費による財政負担の程度を示す財政指標のこと。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。	173、174
	指定管理者制度	民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業や NPO 等による公共施設の管理運営を可能とした制度のこと。	19、43、172
	シティプロモーション	地方自治体が地域の特色や魅力などを様々なツールで広く発信することによって、知名度や好感度を上げ、定住・交流人口の増や企業誘致などにつなげていくこと。	7、33、47、63、64
	市民意見提出制度（パブリック・コメント）	市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表したうえで、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度のこと。	53
	事務処理特例制度	都道府県知事の権限を都道府県条例により、市町村長へ移譲することができる制度のこと。	6
	循環型	一度使用したものを再使用するなど環境への影響を最小限にすること。	5、15、16、28、34、73、74
	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を登録し、市民が生涯学習を始めるときの情報提供をする仕組みのこと。	120、122
	小学校安全監視員	児童の安全確保を目的として、小学校への不審者の侵入を警戒するとともに、事故発生の際の迅速かつ適切な処置を行うため、各小学校に配置される監視員のこと。	110
	情報モラル	情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。	108



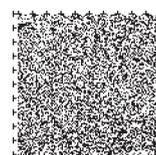
行	用語	解説	掲載ページ
さ	新エネルギー	公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののこと。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。	16
	人権感覚育成プログラム	児童生徒の人権感覚を育むための体験活動や参加型体験型の活動を取り入れた人権教育の学習プログラムのこと。	109
	人口ビジョン	市の人口に関する分析と将来推計を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。	7
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図るために配置される職員のこと。	107
	スクラップ・アンド・ビルド	事業の新設を行う場合において、肥大化を防ぐため既存の事業の廃止・見直しをすること。	171、174
	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツクラブのこと。	126、127
た	地域完結型医療	地域の病院や診療所等が連携して診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供すること。	16、35、84、85
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制のこと。	35、90、91
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の相談窓口のこと。	90、91、92
	地区計画	地区の特性に応じ、道路・公園などの施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を、総合的一体的に都市計画として定めるまちづくり計画のこと。	71、72、131
	知識基盤社会	一般的に、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会のこと。	107



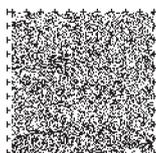
行	用語	解説	掲載ページ
た	地方版総合戦略	人口ビジョンを踏まえ、市が推進すべき取組みの方向性と目標をまとめたもの。	7
	地方分権改革	地方公共団体が、より自主的・自律的に行政を執行することができるよう、権限や財源等を国から地方公共団体に移すための制度や考え方のこと。	6
	低炭素社会	地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築すること。	34、76
	適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室のこと。児童や生徒の在籍校と連携しながら、通級する児童生徒の自立を目指している。	107
	デマンド交通	あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。	39、133、135
	都市近郊型農業	都市近郊の農業一般を意味し、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園などにおいて営まれる農業を包含する概念のこと。都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりや潤いを提供する貴重な役割を担っている。	18、154、155
	とねっと	利根保健医療圏（久喜市、行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所、画像診断施設や臨床検査施設などを安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。	16、84、85、86
な	認知症ケアパス	認知症のことを知ってもらい、認知症に対する不安の軽減を図れるよう、認知症の進行に合わせて受けられる様々なサービス等の提供の流れについての情報をまとめた冊子等のこと。	90
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。	90、92
	認定こども園	教育・保育を一体的に行ういわゆる幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えている。	87



行	用語	解説	掲載ページ
な	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農業の担い手として市町村が認定する農業者のこと。	156
	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。障がい者施策の重要な理念の一つ。	35、94、95
	農業集落排水	農業地域における生活環境の向上及び農業用排水の水質汚濁防止のため、し尿、生活雑排水などの汚水进行处理する施設のこと。	39、69、140、141、142
は	はつらつ運動教室	研修を受けた介護予防ボランティア（はつらつリーダー）の指導のもと、市内各所の会場で行われている、介護予防体操（はつらつ体操）の教室のこと。	90
	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建築内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。	94、96、98、134、135
	ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べ島状に高くなる現象のこと。熱中症などの健康被害や、感染症を媒介する生物の分布・個体数の変化などが懸念される。	137
	フィルムコミッション	映像作品を通じて知名度の向上や観光振興及び地域の活性化を図るため、映画やTVドラマ等、様々な撮影の誘致・支援を行う機関のこと。	162
	フレンドシップ学級	就労している知的障がい者（就労経験のある方を含む）のお互いの交流を深め、自主的な社会参加を図るために、創作活動や学習会等の余暇活動を行う事業。	95
ま	メンタルヘルス	精神面における健康のこと。メンタルヘルスケアとして用いる場合は、精神的な疲労やストレスの軽減、精神疾患の予防及び改善までを意味する。	110
や	有収率	浄水場から配水した水量と、料金徴収の対象となった水量との比率のこと。	141、142
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていくこととする考え方。	18、28、96、98



行	用語	解説	掲載ページ
や	要援護者見守り支援事業	要援護者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるまちづくりを推進する事業。市及び関係機関が相互に連携して平常時から要援護者の生活を見守るとともに、災害時には地域の中で安否確認などが行えるよう、支援体制を整備している。	91、96、97、98
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童や、養育支援が必要な児童、保護者等に関し、関係者間で情報の交換や支援の協議を行う、児童福祉法に位置づけられた機関のこと。	88
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方のこと。	5、15、57、76、170、175
	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。	16、82
	レセプト	患者が受けた医療費について、医療機関が国民健康保険や健康保険組合に請求するために発行する診療報酬明細書のこと。	36、101
	労働力人口	15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。	18
	ロケーションサービス事業	映像作品の撮影会社に対し、ロケ地情報の提供や撮影時の支援を行う事業。	161
わ	ワークショップ	市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりのこと。	53
	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。	172
英数字	2025年問題	団塊の世代が平成37（2025）年に後期高齢者（75歳以上）に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増や、施設が不足するなどの諸問題のこと。	16
	3つのめばえ	小学校入学までに子どもたちに身につけてほしいこととして、埼玉県がまとめた子育ての目安のこと。幼児期の特性である「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から取りまとめている。	105
	6次産業	農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語のこと。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。	154、155



行	用語	解説	掲載ページ
英数字	ICT	Information and Communication Technology の略語。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。	43、63、111、166、170、171
	NPO	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。	15、32、50、52、98
	SNS	Social Networking Service の略語。人と人とのコミュニケーションを促進する会員制のインターネットサービスのこと。	33、63、64

